

松 風 園

経営方針

- 1 人権擁護と意思決定支援を基本とした、利用者一人ひとりが尊重される質の高いサービスと、安心安全な生活の提供に努めます。
- 2 生活の場及び就労の場の提供、並びに地域での暮らしに係る相談支援を通じて、利用者の生活する力、働く力、自己選択や決定する力を育成し、本人が望む未来を応援します。
- 3 地域の関係施設・事業所や住民との連携を深め、地域福祉の推進に努めます。

■ 障害者支援施設 松風園

[障害者支援施設（施設入所支援、生活介護、就労移行支援、就労継続支援 B 型、就労定着支援、短期入所）、日中一時支援事業]

■ 共同生活事業所「じゃんぷ」

[共同生活援助（介護サービス包括型）、自立生活援助]

■ 相談支援事業所「しょうふう」

[障害児相談支援、特定相談支援、一般相談支援]

取り巻く環境

松風園は、複数の昼間実施サービスを行う施設として、地域の多様なニーズに応えるべく事業を展開しています。特に、松風園、相談支援事業所、共同生活事業所が連携し、障がい者の就労支援と地域移行、自立支援を進めています。

近年は、当園に入所しながら他の事業所を利用する方もおり、ご本人の意向に沿ったサービスの提供を進めながら、感染症防止対策や利用者状況の共有等、地域の施設・事業所とのきめ細やかな連携と協働が重要となっています。

また、花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業に参画し、緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談、短期入所を活用した受入れなど、地域福祉の充実に貢献する体制をとっています。

令和7年度【事業の重点事項】

1 権利擁護と虐待防止の意識徹底

利用者の人権保障の担い手であることを真に理解するべく、外部研修の受講や職場研修開催を通じ、職員の学びを継続します。

また、人権擁護と虐待防止の意識向上のため、職員への「松風会宣言(利用者権利宣言)」の徹底を図るとともに、満足度調査等による利用者の思いを理解したサービスの提供を行うとともに、利用者財産の適正な管理のため、法人の定める要綱、要領を遵守していきます。

2 利用者ニーズに応じた事業展開による経営の安定

就労移行支援事業において、各支援校からの就労アセスメントのニーズに引き続き応えるとともに、昨年度一般企業への就労を果たした利用者の就労後のサポートのため、本人の希望に

応じた就労定着支援を提供していきます。

また、継続的及び緊急的な短期入所の利用ニーズが高くなっている状況から、入所支援事業の現員を調整し、地域生活の継続を支援していきます。

複数の昼間実施サービス(生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型)については、現員利用者へのサービス提供を継続しながら、新規利用希望者の受入れに応じられるよう定員の見直しを行い、利用率の向上、経営の安定を目指します。

3 地域生活の推進とセーフティネット施設としての取り組み

松風園、相談支援事業所「しょうふう」、共同生活事業所「じゃんぷ」の十分な連携により、それぞれの利用者の就労支援とともに、施設からグループホーム、グループホームからサテライト型住居、サテライト型住居からアパート生活などへの地域生活の移行を推進します。

また、花巻市の福祉避難所、花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業においては、緊急時に求められる役割を果たしていきます。

4 地域連携推進会議の設置による新たな提供サービス点検の確立

利用者満足度調査や福祉サービス第三者評価基準によるサービスの自己点検に取り組むとともに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、共同生活事業所、施設入所で本年度から義務化される「地域連携推進会議」を設置し、地域の関係者を含む外部委員に運営状況等の報告を行い、サービス提供への要望、助言を得ることで、利用者支援の透明性、支援スキルの向上を図ります。

5 労務管理の徹底

職員のワークライフバランスを実現させるために、ほのぼのシステムの活用や施設・事業所の特性に応じたICT等の活用により、業務の省力化を図るとともに、職員分担業務を点検し、簡素化、効率化できるものには積極的に取り組み、職員の時間外労働削減、心身の健康維持に取り組めます。